

沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱

(沿革) 平成19年3月7日制定(沖縄県福祉保健部長決定)、同年9月21日一部改正、平成20年6月2日一部改正、平成21年3月31日一部改正、同年11月5日一部改正、同年12月8日一部改正、平成22年8月27日一部改正、平成23年6月21日一部改正、平成24年9月4日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「新法」という。)の施行に伴う事業者に対する運営の安定化及び新法への移行等のための円滑な実施を図るため、市町村及び障害福祉サービス等事業者等に対し、予算の範囲内において、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置
 - ア 新体系定着支援事業
- (2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置
 - ア 障害者自立支援基盤整備事業
 - イ 障害者地域移行体制強化事業
 - ウ 一般就労移行等促進事業
 - エ 相談支援体制充実・強化事業
 - オ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業
 - カ 移行定着支援事業
 - キ 障害者情報支援基盤整備事業
 - ク 体育館等バリアフリー緊急整備事業

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額とする。
- (2) 前号の規定により算定した額と申請団体が補助(支出)した額とを比較していずれか少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付申請書(第1号様式)を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業(以下「特別対策事業」という。)の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を得なければならないこと。
- (2) 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を得なければならないこと。
- (3) 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿及び証拠書類を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 特別対策事業を行う者が第1号から前号までに掲げる条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付決定後に事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4条に定める手順に従い、知事が別に定める日までにを行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。
ただし、知事は、特別対策事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、交付決定額の一部を概算払により交付することができるものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、補助金請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業の実績報告)

第10条 補助金の実績報告は、事業完了後1月が経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金実績報告書(第3号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるほか、補助金に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月7日から施行し、平成18年度の予算から適用するものとする。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年9月21日から施行し、平成19年度の予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行し、平成20年度の予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年11月5日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、改正後の沖縄県障害者自立支援対策時臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算から適用する。

附 則 (平成21年12月8日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成21年12月8日から施行する。

附 則 (平成22年8月27日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成22年8月27日から施行し、平成22年度の予算から適用する。

附 則 (平成23年6月21日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成23年6月21日から施行し、平成23年度の予算から適用する。

附 則 (平成24年9月4日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成24年9月4日から施行し、平成24年度の予算から適用する。

別表（第3条関係）

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置

種 目	基 準 額	対 象 経 費	補助率
ア 新体系定着支援事業	<p>(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)</p> <p>(7) 生活介護又は施設入所支援の場合 「(平成21年3月における基本報酬単位数×90%) - (平成21年4月以降の各月の本体報酬単位数)」又は「(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)」 ※「当該月の収入額」については、送迎加算及び処遇改善加算又は処遇改善特別加算を除く。 (1) 障害児施設の場合 (平成18年9月における定員×22日又は30.4日) (注) ×90% - 当該月の延べ利用者数) ×基本単価 (注) 通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数 ※「基本単価」には、小規模加算、幼児加算(通所施設のみ)を含む。</p>	<p>a 新体系移行後における激変緩和措置として、市町村が事業所に対して補助した経費</p> <p>b 生活介護及び施設入所支援における報酬算定方法の変更に伴う激変緩和措置として補助する経費</p>	<p>4分の3 (児童福祉法に基づく障害児入所施設については、10分の10)</p>

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

種 目	基 準 額	対 象 経 費	補助率
ア 障害者自立支援基盤整備事業	<p>a 1施設あたり20,000千円 (ただし、ケアホーム・グループホーム等における改修整備等については、障害者自立支援基盤整備事業実施要綱(以下、この項において「事業実施要綱」という。)に定める基準額以内とする。)</p> <p>b 1施設あたり5,000千円以内</p> <p>c・d 1事業所(施設)あたり1,000千円以内</p> <p>e 1施設あたり100,000千円以内</p>	<p>a 事業所等が新体系サービス等の基盤整備を図る場合等に必要となる施設の改修、増築に係る経費</p> <p>b 備品の購入等に係る経費</p> <p>c 事業所を開設する際に必要となる初度設備に必要な経費</p> <p>d 事務の効率化のために必要となる経費</p> <p>e 大規模な生産設備整備に必要な経費</p>	<p>10分の10</p>

イ 障害者地域移行体制強化事業	グループホーム・ケアホームへの移行促進事業 入居者1人当たり133千円	アパートや一般住宅等の借上げに伴い必要となる初度に係る敷金、礼金に相当する経費	10分の10
	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業 1件あたり1,000千円以内	a 矯正施設等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援 b 上記受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム等で受け入れられるための経費	
	精神障害者等の家族に対する支援事業 交流スペース整備については1障害保健福祉圏域当たり3,000千円、交流事業の運営については1障害保健福祉圏域当たり600千円	精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備費用や、交流のための催しに係る運営費	
ウ 一般就労移行等促進事業	職場実習・職場見学促進事業 職場実習については1企業あたり5,000千円、職場見学については1回あたり20千円	職場実習を受け入れるための設備の更新等経費及び障害者雇用企業の見学会を実施するための経費	10分の10
	障害者一般就労・職場定着促進支援事業 次に掲げる事業（以下この項において「就労定着促進事業」という。）の実施（当該事業を5回以上実施した場合に限り、1年間に36回を限度とする。）1回あたり20千円 a 社会適応訓練等に関する講座 b 一般就労移行者を対象とする研修会、勉強会、自主交流会等 c 障害者雇用を検討する企業に対する職務内容等の提案（職務分析）	就労定着促進事業の実施に係る経費	
	離職・再チャレンジ支援助成事業 次に掲げる事業（以下この項において「離職・再チャレンジ事業」という。）を実施した場合（支援開始後1月以内に実施した場合に限り、同一の支援対象者が実施する事業は原則年間1回の場合に限る。）に、1人あたり40千円 a 障害者の円滑な職場定着支援 b 就職の際の支援 c 離職の際の支援	離職・再チャレンジ事業の実施に係る経費	
エ 相談支援体制充実・強化事業	相談支援発展推進支援事業 1か所あたり1,200千円	基幹相談支援センターや相談支援事業の新規立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や従業者の研修等に必要な経費	10分の10

	ピアサポートセンター等設置推進事業 1か所あたり 1,900千円	市町村がピアサポートセンターを設置する場合に必要な設備整備やサポーターの研修等に必要な経費	
	居住サポート事業立ち上げ支援事業 1か所あたり 1,200千円	居住サポート事業の立ち上げ等にあたり必要な経費	
	家庭訪問等事業 1市町村あたり 1,700千円	家庭訪問等を行うにあたり必要な経費	
オ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業	1市町村あたり知事が認めた額	障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い必要となる法施行事務経費（システム改修経費、広報啓発経費等）	10分の10
カ 移行定着支援事業	1事業所あたり500千円	小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練給付事業に移行した場合に経過的に生じる経費	10分の10
キ 障害者情報支援基盤整備事業	(7) 情報支援機器等の購入支援 1市町村あたり1,000千円	a 視覚障害者や聴覚障害者、発達障害者等に対する公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等（点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等）の整備に必要な経費	10分の10
	(イ) 音声コード普及のための研修等 1市町村あたり300千円	b 音声コード普及のための研修、発達障害の特性を勘案した情報支援についての啓発及び広報に必要な経費	
	(ロ) 字幕入り映像制作機器の整備 1箇所あたり18,000千円	c 字幕入り映像制作機器の整備に必要な経費	
ク 体育館等バリアフリー緊急整備事業	設備整備及び改修については1市町村あたり7,000千円以内、備品購入については1市町村あたり1,000千円以内	市町村が所管する公立体育館等において障害者スポーツに取り組むために必要な施設改修に係る工事費、障害者スポーツ特有の設備整備及び備品の購入等に係る経費	10分の10